

経済財政政策部局の動き：経済の動き 新型コロナウイルス感染症 下の世界経済と政策対応に ついて

政策統括官(経済財政分析担当)付
参事官(海外担当)付

田中 祐輔

はじめに

2020年の世界経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の抑制により、1930年代の大恐慌や、2010年前後の世界金融危機といった過去の大きな経済危機と比較されるような大幅なマイナス成長となった。本稿では、各国の感染抑制策及び経済状況、並びに経済を支えるために採られた政策について紹介する。

新型コロナウイルス感染症下の世界経済

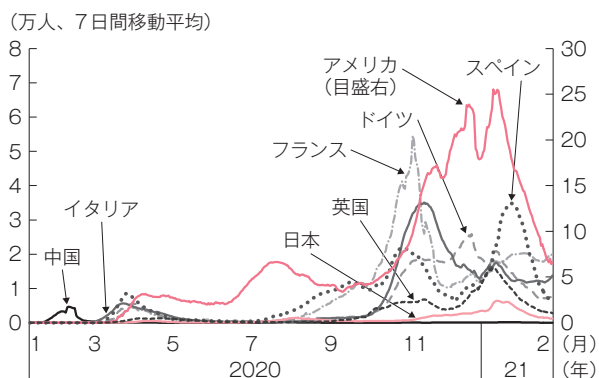
新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国で初の感染者が確認された後、20年2月下旬以降、アメリカ、ヨーロッパ、アジアに拡大した。また、この頃から、主要国において感染防止策として外出制限を始めとする経済活動抑制策が採られるようになり、同時に、各種の経済対策が講じられた。4月下旬になると、欧米主要国における感染は落ち着きを見せ始め、その後、秋頃までは各国は経済活動の段階的な再開を進めていた。

主要国の実質GDPを見ると、最初に感染拡大が生じた中国においては20年1～3月期にマイナス成長となったが、経済活動の段階的再開に伴い4～6月期にはプラス成長に戻し、その後は緩やかに回復している。一方、日本及び欧米主要国においては制限措置の影響は主に4～6月期に生じ、各国とも経済・社会活動が制限されたことによって大幅なマイナス成長となったものの、7～9月期には経済活動の段階的な再開の影響を反映して大幅なプラス成長となった。早期に回復に転じたのは、過去の経済危機と異なり、4～6月期の落ち込みは制限措置の導入による外的なものであり、必ずしも経済の構造的要因や金融市場の機能不全を直接の要因としたものではないためとみられる。

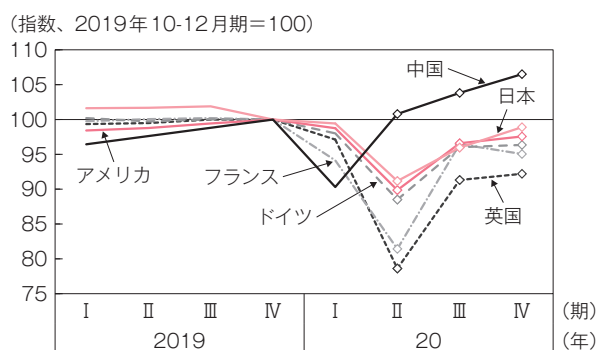
しかしながら、アメリカやスペイン、フランスにおいて夏以降に新規感染者数が再び増加したことを皮切

りに、ドイツやイタリアでも10月以降感染が再拡大した(図表1)。こうした状況の中、欧米各国では、外出制限や飲食店の営業停止といった措置が再び採られることとなった(後述)。欧州では、10～12月期の各国の実質GDPは前期から減少もしくは弱い回復となった一方、アメリカでは、経済活動の制限措置が欧州に比べ限定的であったことから、経済への影響は相対的に小さく、持ち直しが続くこととなった(図表2)。

図表1 主要国の新型コロナウイルス感染症
新規感染者数(21年2月25日時点)



図表2 主要国の実質GDP



春から秋の各国の経済対策

20年春に各国で感染の拡大に伴い緊急的に講じられた都市封鎖は、国により違いはあるものの、総じて厳格であった。アメリカでは、トランプ大統領(当時)が集会、外食、不要不急の旅行等の自粛を要請したほか、各州においても、休業や外出制限等の措置が採られた。ドイツでは、店舗・施設、飲食店の閉鎖、外出制限、集会の禁止等の措置が採られ、都市封鎖状態となった。封鎖下では多くの部門で消費・生産活動の停止を余儀なくされるとともに、封鎖措置が緩和される時期が極めて不確実な状況にあった中、各国政府は雇用関係の維持や倒産の防止を図り、制限措置が緩和されたときにすぐに経済活動に復帰できることを目的とした政策等を打ち出した。政策の手法としては、

個人や企業への直接給付や融資が中心で、対象者に直接、必要な資金等が届く即効性のある政策手段を用いたものが多い。具体例としては、アメリカでの個人向け給付（1人当たり最大1,200ドル）や、主に中小企業を対象に融資を実施し、雇用維持に関する条件を満たせば全額又は一部が返済免除となる給付と保護プログラム（PPP）、ドイツでの雇用者が解雇の代替として従業員の労働時間を短縮する場合に、政府が操業短縮に伴う賃金減少分の一定割合を補てんする従業員操業短縮手当、フランスでの資金繰りが悪化した企業への融資や、雇用・所得環境の保護を目的として雇用主が労働時間の削減や事業所の一時閉鎖を行った場合に、従業員が手当を受け取れる一時帰休（部分的失業）制度の拡充等が挙げられる。

その後、都市封鎖等が段階的に緩和された時期には、上述のような経済活動抑制の影響を緩和するための政策に加えて、再開されつつある経済活動を軌道に乗せるための政策が採られた。さらに、ドイツの経済対策に含まれる未来パッケージ（AI戦略支援、量子技術支援、電気自動車購入支援、水素国家戦略推進等）のように、コロナ後の新たな経済社会を念頭に置いた危機後の経済社会の変革を促すための政策もみられた。

図表3 各国の経済対策（時期別）

	～春 (20年5月頃まで)	夏・秋頃 (6～10月頃)	秋以降 (10月末頃～)
アメリカ	3月：個人向け給付、中小企業支援（融資・給付）等		12月：追加経済対策
ドイツ	3月：経済安定化基金、小規模事業者支援 等	6月：経済危機対策パッケージ、未来パッケージ	11月：企業支援の拡充
フランス	1～3次補正予算	9月：復興計画	11月：4次補正予算

20年10月以降の経済活動再制限と経済対策

感染の再拡大を受け、欧州を中心として、20年10月以降に経済活動の再制限が導入された。ドイツにおいては、飲食店（配達、受取サービスを除く。）及びレジャー・余暇施設の閉鎖、不要不急の旅行の自粛要請等に加えて、小売店（生活必需品の販売を除く。）及び学校・保育園の閉鎖等の制限措置が実施された。フランスにおいては、外出制限、小売店（生活必需品の販売を除く。）及び飲食店の閉鎖等の制限措置が実施された。総じてみれば、各国とも春の厳格なロックダウンと比較すると、対象を絞ったより緩やかな制限措置である。しかし、当初の終了予定時期までに感染者数の

持続的な減少には至らなかったことから、制限期間の延長が行われるなど、不透明な状況が続いた（図表4）。

経済活動の再制限に伴い、ドイツにおける休業要請対象の事業者等に対して前年同月の売上高の75%を給付する臨時経済支援、フランスにおける休業要請対象又は売上が一定以上減少した事業者に対して前年同月と比較した売上減少に応じた給付を行う連帯基金等、新たな支援策の創設や20年春期以来実施されてきた支援策の拡充等の対策が行われた。

アメリカでは、感染が拡大している個別の州・地域において制限措置が採られ、例えばカリフォルニア州では、飲食店の店内営業の禁止や、夜間外出禁止等の制限措置が実施された。ただし、アメリカ全体で見れば、制限措置の度合いは欧州に比べ限定的であった。同時期には、アメリカにおいても、2回目の個人向け給付（1人当たり最大600ドル）や、PPPの申請再開等の追加対策が行われた。

図表4 各国の制限措置の状況

	20年10月	11月	12月	21年1月以降
ドイツ		◆ 11/2	■ 12/16	□◇ 1/10→3/7(予定)
フランス	一部地域で夜間外出禁止 10/17	●◆ 10/30	□ 11/28	○ 12/15 1/20→2月下旬(予定)
アメリカ (カリフォルニア州)		◆ 11/17	夜間外出禁止 11/21	■ 12/6 ○□◇ 期限未定→1/25

凡例) ●○：外出禁止、■□：店舗、◆◇：飲食店
黒塗り印は制限措置開始日、白塗り印は制限措置終了日を示す。

おわりに

先進諸国の経済活動は、感染症の影響による20年春時点での落ち込みから、比較的迅速に回復してきた。この要因は、経済活動を段階的に再開してきたことに加え、経済活動の再開状況に応じて切れ目のない財政政策を行ってきたことがあると考えられる。ただし、10月以降欧州各国では、感染再拡大や経済活動の再制限の動きもみられ、不確実性が高いとみられる。

各国経済の回復は感染再拡大の動向等により異なるが、経済が正常化するまで、政策によるサポートが必要と考えられる。各国の政策対応の中には、前述のドイツにおける未来パッケージのように、今般の危機を機にパンデミック後を見据えた経済社会の変革を促すための政策を打ち出す例もみられており、こうした変革の芽を育てていくことが重要と考えられる。

田中 祐輔（たなか ゆうすけ）